

第3号議案

令和5年度事業計画の変更（第1号）及び補正予算（第1号）について

1 令和5年度碧南市地域農業再生協議会の事業計画の変更（第1号）について

令和5年度碧南市地域農業再生協議会の事業計画に、化学肥料低減定着対策事業交付金に係る事業を追加する。

（化学肥料低減定着対策事業交付金に係る事業）

肥料価格高騰対策事業の一環として農林水産省が実施する化学肥料の2割低減に向けた取組の定着を目指した地域の取組を支援する「化学肥料低減定着対策事業交付金」について、碧南市地域農業再生協議会が取組実施主体となり、事業の対象となる農協等からの申請をとりまとめ、愛知県肥料高騰対策推進協議会への申請、交付金の交付事務等を行う。

(1) 化学肥料低減定着対策事業交付金について

化学肥料の2割低減に向けた取組を行った場合において、その費用の2分の1相当分を交付金として交付する（上限500万円）。

<碧南市地域農業再生協議会が設定する取組内容>

国内資源活用肥料の利用拡大支援

申請者（農協等）が農業者へ対象肥料（国内で発生した食料残渣、堆肥等を原料とした肥料）を販売した場合、200円/20kgを補助する。

(2) 碧南市地域農業再生協議会における交付対象

市内農業者分として実施された当協議会が定める化学肥料の2割低減に向けた取組の定着を目指した地域の取組を対象とし、交付対象者はあいち中央農業協同組合その他業者とする。

(3) 碧南市地域農業再生協議会における事務

ア 当事業の実施等について周知を図るとともに、取組の適正な実施を確保するための指導及び事務を行う。

イ 申請者から提出された申請書等の確認、取りまとめ、申請者に対する交付金の交付等を行う。

ウ 交付金の条件となる化学肥料低減の取組状況等について、必要に応じて調査等を行う。

(4) 今後の想定スケジュール

8月末	県協議会へ地域計画書の承認申請
10月初旬	県協議会から地域計画書の承認結果通知
10月以降	申請受付開始

2月10日	申請受付期限
2月末まで	申請者への交付金の交付
2月末まで	県協議会へ実績報告書提出

※スケジュールについては変更の可能性あり。

- 2 令和5年度碧南市地域農業再生協議会の補正予算（第1号）について
令和5年度碧南市地域農業再生協議会の補正予算は、次に定めるところによる。

（収支予算の補正）

化学肥料低減定着対策事業交付金に係る事業会計を設置し、その収入支出の総額をそれぞれ5,000千円とする。なお、収入支出の項目の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出の金額は次表による。

令和5年度補正予算（化学肥料低減定着対策事業交付金）

補正収入金額 5,000,000円
 補正支出金額 5,000,000円
 差引金額 0円

単位：円

科目	補正前	補正額	補正後	備考
I 収入の部				
化学肥料低減定着対策事業県交付金	0	5,000,000	5,000,000	
収入合計（A）	0	5,000,000	5,000,000	
II 支出の部				
1 化学肥料低減定着対策事業交付金	0	4,992,300	4,992,300	
2 役務費	0	7,700	7,700	振込手数料
支出合計（B）	0	5,000,000	5,000,000	
収支差額（A）－（B）	0	0	0	
繰越金（C）	0	0	0	



化学肥料低減定着対策のごあんない

～化学肥料の低減を進める『地域の取組』を支援します～

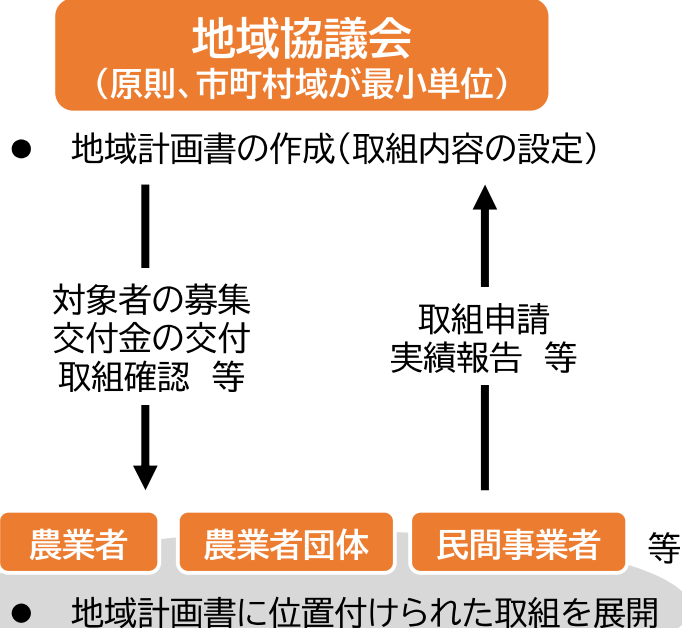


肥料価格高騰対策事業の一環として、農家の皆様の「化学肥料の2割低減に向けた取組」の定着に向けた『地域の取組』を支援する追加対策を実施します。

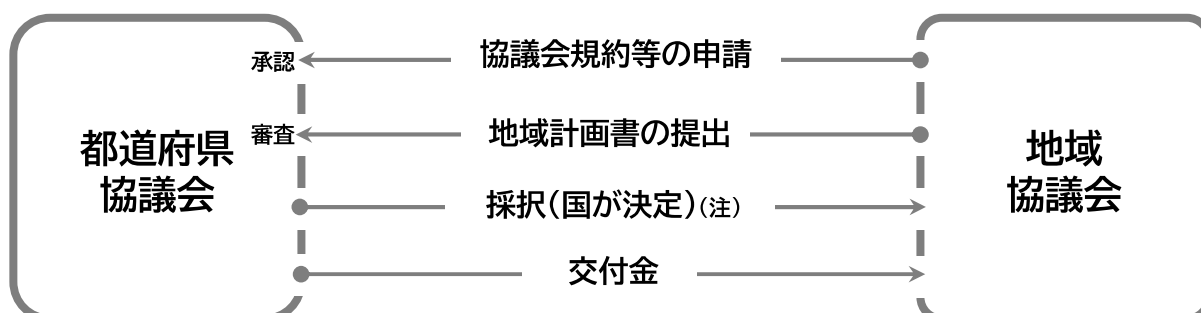
支援のポイント

- ✓ 化学肥料の低減を進める『地域の取組』に対して交付金を交付します。
- ✓ 『地域の取組』(取組内容、対象者等)は、**地域協議会**が地域の状況に応じて**設定可能**です。
- ✓ 採択された地域協議会には、**取組に必要な掛かり増し経費の1/2 (上限500万円^(注))**を交付します。

(注)地域協議会の事務費を含みます。



事業実施までの主な手続



(注)地域計画書に記載された取組面積が大きく、取組面積当たりの平均取組単価が低い計画書を優先的に採択します。

「地域計画書」について

地域協議会には、化学肥料低減定着対策事業の実施に当たり、地域の状況に応じて実施する取組内容等を定めた「地域計画書」を作成いただきます。

「地域計画書」とは...



- ✓ 「化学肥料の2割低減に向けた取組」の定着を図るための地域の取組内容等を明らかにした計画です。この取組による掛かり増し経費の1/2を上限に支援することができます。
- ✓ 取組内容等は、地域独自で設定することが可能です。
- ✓ 取組ごとに、次の事項を記載した個票を作成していただきます。(個票を複数作成することもできます。)

■ 地域計画書(個票)に位置付ける主な内容

- ・ 取組内容
- ・ 取組予定面積
- ・ 交付単価
- ・ 所要額
- ・ 取組の確認方法

- ✓ 新規で取組内容等を設定することが難しい場合は、あらかじめ国が示した「基本的な取組」をそのまま設定することができます。(この場合、都道府県協議会や国での地域計画書の審査を一部省略します。)

■ 「基本的な取組」一覧

	(取組の名称)	(支援単価等)
1	土壌・生育診断の推進支援	料金の1/2以内
2	土壌分析体制の強化支援	分析機器・分析資材の購入費用の1/2以内
3	堆肥等の利用拡大支援	堆肥等の散布:4,000円/t
4	耕畜連携の拡大支援	堆肥の散布:4,000円/t + 稲わら等供給:2,000円/t
5	国内資源活用肥料の利用拡大支援	地域で設定した国内資源活用肥料につき200円/20kg
6	堆肥等国内資源利用体制の強化支援	散布機の購入費用の1/2以内
7	緑肥作物の作付拡大支援	地域で設定した緑肥種子の価格の1/2以内
8	低成分肥料の利用拡大支援	地域で設定した低成分肥料につき100円/20kg
9	肥料の効率利用農機のモデル導入支援	可変施肥機や局所施肥機の購入費用の1/2以内

地域計画書のイメージ

「基本的な取組」をそのまま設定する場合

取組個票③

取組個票②

取組個票① <基本的な取組>

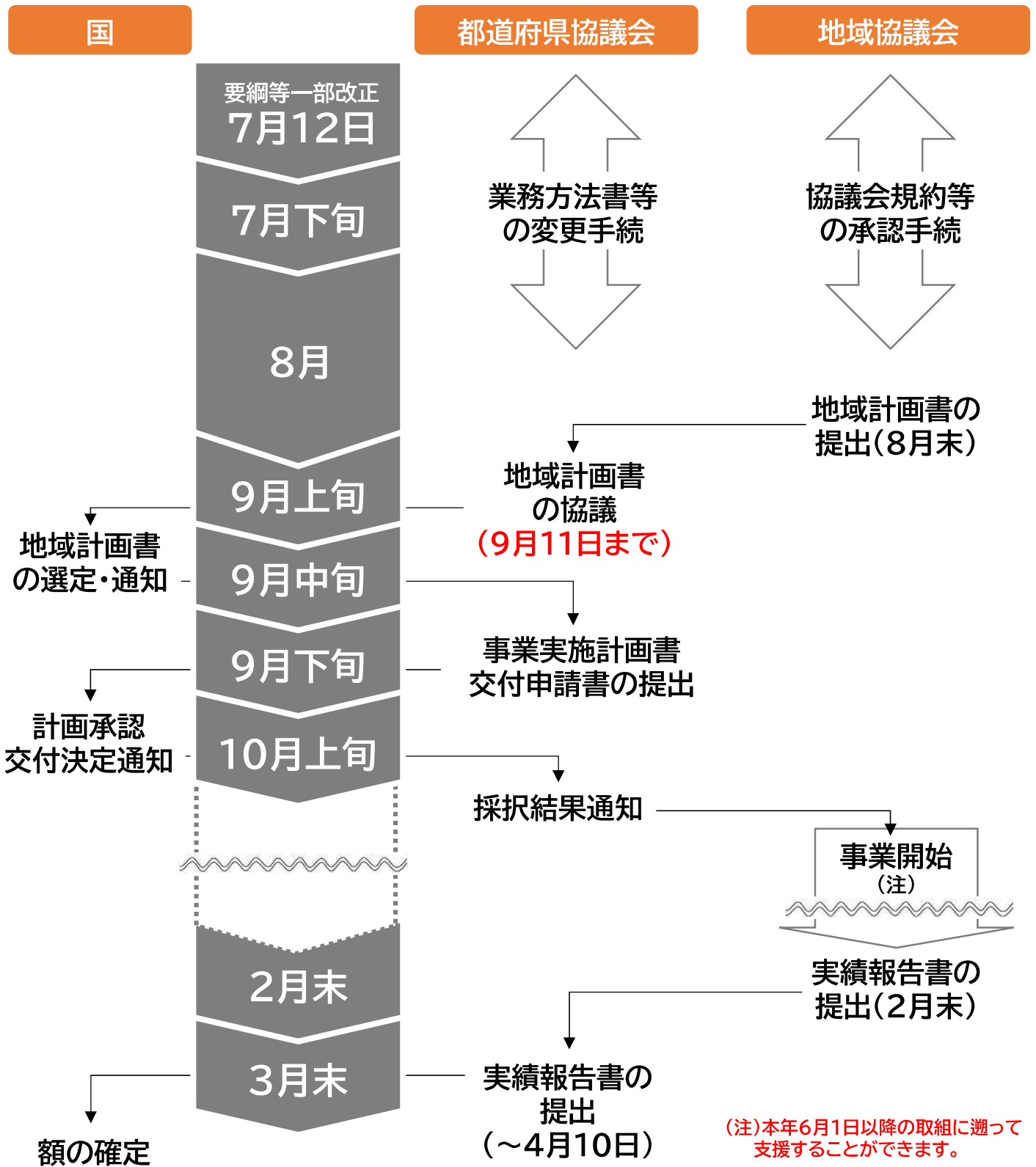
取組の名称	国内資源活用肥料の利用拡大支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料価格の一部支援を通じて、これら肥料の利用拡大を図る。
取組内容	肥料の販売を行う事業者が、以下の要件を満たす堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料(以下「対象肥料」という。)のうち別表に掲げるものを地域の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援する。 [要件] ・対象肥料は、ペレットなど粒状に成形されているものに限る。 ・対象肥料は、令和6年1月末日までに販売した又は販売することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限る。 ・交付の条件は別紙(注:省略しています。)に定めるとおりとする。
交付対象者	対象肥料の販売を行う事業者
交付単価	200円/20kg
単価設定の根拠	(注:実際には記入がありますが、ここでは省略しています。)
取組実績等の確認方法	・対象肥料を販売した又は販売することが確実なこと、地域の農業者ごとの対象肥料の販売数量、契約日、納品日、販売額が確認できる書類(注文書、領収書又は請求書等) ・対象肥料の販売価格及び農業者の負担額の適正性が確認できる書類 等
取組予定面積	<u>〇〇</u> ha (対象肥料が施肥される面積の試算値)
事業費	<u>〇〇</u> 円 200円/20kg× <u>〇</u> kg
うち交付金の所要額	<u>〇〇</u> 円(同上)

(注) 〇〇の部分のみ、地域で設定してください。

取組個票を複数作成することも可能です。
ただし、複数の取組個票を作成した場合であっても、地域協議会当たりの交付金の上限額は500万円です。

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。



問い合わせ先



肥料価格高騰対策事業

